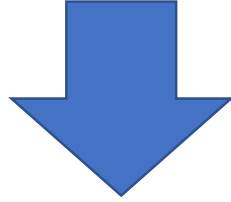


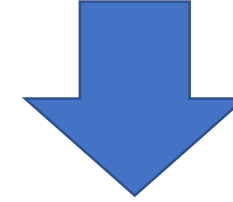
# 令和元年「宮城県ふっこう割」事前登録の考え方（宿泊事業者様）

JTBなど、旅行会社や、OTA事業者である、るるぶトラベルなどの事業者と契約・登録している。



契約・登録旅行会社、OTA事業者が対象事業者となりますので、事前登録は不要

JTBなど、旅行会社や、OTA事業者である、るるぶトラベルなどの事業者と契約・登録して**いない**。



## 事前登録が必要

### 事前登録の条件

- ・旅館業法の許可を有していること（風営法及び住宅宿泊事業法に係る施設は除く）
- ・OTA事業者や旅行会社ラベル、JTBなどに登録していないこと
- ・割引対象期間中に旅行・宿泊で60泊程度が販売可能であること（ただし、ビジネス目的の旅行・宿泊は除く）

※泊数については各事業者均等に配分するが、登録希望者が多数の場合は調整あり

※2月10日（予定）時点で一定の泊数が残っている場合は、原則として同日以降にふっこう割を利用した旅行・宿泊の販売はできない

- ・補助金の受領が一括して**3月末**までになることを了解すること
- ・事業実施に係る申請等の事務を遅滞なく適正に行えること
- ・電子メールの送受信、Word、Excel、PDF等の基本的なソフトウェアを利用できること